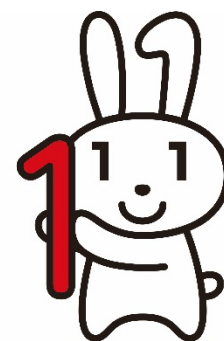
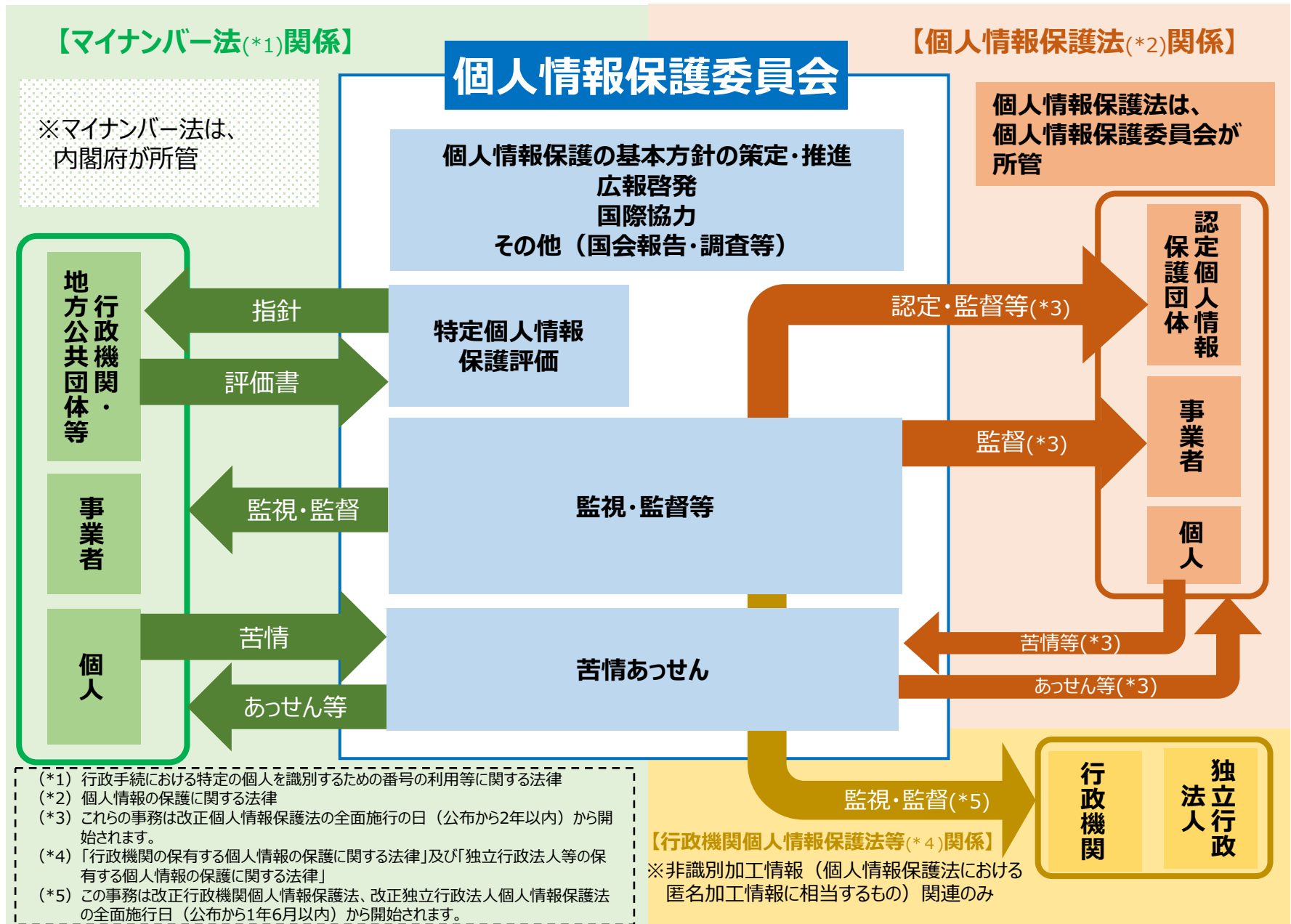


特定個人情報の適正な取扱い等に関する留意点

平成28年度 社会保障・税番号制度
担当者説明会
個人情報保護委員会事務局



個人情報保護委員会の所掌事務



1. 特定個人情報の取扱いに関する 監視・監督について

目 次

- (1) マイナンバー法の改正により新たに規定された内容
- (2) 平成28年度 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針
- (3) 地方公共団体への立入検査及び定期的な報告について
→＜再チェック＞安全管理措置
- (4) 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
(地方公共団体等向け)

マイナンバー法の改正により新たに規定された内容

- 平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布され、新たに以下の内容を規定。

（研修の実施）

第二十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十五条の二において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

⇒ 平成27年12月24日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（平成二十六年三月三十一日政令第百五十五号）に第30条の2の条文が新設された。

（委員会による検査等）

第二十八条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

⇒ 平成28年6月1日に、「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第2号）を制定。

- 2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

⇒ 個人情報保護委員会規則に定める内容等について、検討中。

（特定個人情報の漏えい等に関する報告）

第二十八条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

⇒ 平成27年12月25日に、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）を制定。

平成28年度 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針

ルールづくりと広報

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン・Q&A
 - ・ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の委員会規則
 - ・ 定期的な検査に関する委員会規則
 - ・ 特定個人情報保護評価指針・解説
- ⇒ 説明会・ウェブサイト等による広報・啓発

セキュリティに関する体制整備

- ・ 専門的・技術的知見を有する体制の拡充
⇒ 継続的な人材確保及び育成
- ・ 関係機関との情報共有体制の活用・推進

法令・ルールが
遵守されているか

事前対応

特定個人情報
保護評価制度

※マイナンバーを利用する行政機関等が、総合的なリスク対策を自ら評価し公表するもの。

事後対応

日常の監督

- ・ 相談窓口等での相談対応
- ・ 報告徴収
- ・ 指導・助言等

立入検査

- ・ 行政機関等に対する
定期的な検査
- ・ 地方公共団体に対する
焦点を絞った検査の検討
- ・ 随時検査

情報提供NWSに係る監視

- ・ 情報連携状況の監視

インシデント対応

- ・ 報告徴収等による効率的な実態把握
- ・ 立入検査
- ・ 再発防止策を含めた指導・助言

有益な情報発信

⇒ 監督や検査において把握した、参考事例等についての情報提供

28年度の基本的な考え方

- ・ 特定個人情報の適正な取扱い・安全管理措置等の実態把握
- ・ マイナンバー制度の導入期であることを踏まえた、効率的かつ効果的な監視・監督
- ・ 特定個人情報のセキュリティに関する監視・監督体制の拡充

地方公共団体への立入検査及び定期的な報告について

<地方公共団体への立入検査について>

- マイナンバー法第28条の3第1項に基づき、行政機関等は、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱い状況について、委員会の検査を受けることになった。
- 検査では、主に、特定個人情報の利用制限、提供制限、安全管理措置等について法令及びガイドラインで定められているルールを遵守するための適切な措置が講じられているか、特定個人情報保護評価書に記載された事項が適切に実施されているかを確認することになる。
- 地方公共団体に対する検査も行政機関等と同様に実施予定。検査に当たっては、自治体の規模、特性及び事務の内容を踏まえ、必要に応じて焦点を絞り実施予定。

<定期的な報告について>

- マイナンバー法第28条の3第2項に基づき、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務となった。
- 現状、個人情報保護委員会規則策定に向けて検討中（策定時期は平成28年度中）。初回の報告は平成28年度の実績を、平成29年度に提出してもらうことを予定。

<再チェック>安全管理措置（１／４）

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに沿って講じている安全管理措置について、次の観点から、再チェックをしてみましょう。

1. 取扱規程等

- 1 取扱規程等を策定したこと及び当該規程等に基づき、特定個人情報を適正に取り扱う必要があることを、周知していますか。

（メッセージ）

特定個人情報を適正に取り扱う上での基本的なルールを定めたら、職員に対してしっかり周知しましょう。

- 2 策定した取扱規程等の具体的な実施方法を定めて、各課に指示していますか。

（メッセージ）

規定内容によっては、具体的な実施方法を個人番号制度主管課が作成する場合と各事務の主管課が作成する場合がありますので、関係する各課で協議をして、確実に実施できるようにしましょう。

- 3 事務の流れに当てはめて、特定個人情報を取り扱う事務の範囲と事務取扱担当者に誤りがないか確認していますか。

（メッセージ）

例えば、郵便物の開封事務、受付窓口での収受事務、廃棄事務の担当者も、その事務においては、特定個人情報を取り扱う事務取扱担当者になりますので注意しましょう。

2. 組織体制

- 1 責任者を設置し、責任の範囲を明確にしていますか。

（メッセージ）

総括責任者、保護責任者及び監査責任者（相当する者を含む。）を設置して、責任の範囲を明確にし、責任者自身が責務を認識するような体制を整備しましょう。

- 2 特定個人情報の漏えい等のインシデント発生時の報告連絡体制について、職員に周知していますか。

（メッセージ）

特に、特定個人情報漏えい時の報告連絡体制と、従来から整備しているインシデント対応体制や様式等が異なる場合には、相違点を職員に周知しましょう。



<再チェック>安全管理措置（2/4）

3. 研修

1 職員に対し、必要な研修を実施していますか。

（メッセージ）

保護責任者や事務取扱担当者に対する研修はもちろんのこと、例えば、窓口で書類を収受する職員、郵便物を仕分けする非常勤（臨時）職員も特定個人情報を取り扱うことが想定されるので、研修対象から漏れていないかしっかりチェックしましょう。

また、特定個人情報を取り扱わない職員も、「なぜ、特定個人情報を取り扱うことができないのか」を理解してもらうことは重要であるため、特定個人情報の適正な取扱いに関する基本的な研修を実施するとよいでしょう。

さらに、住民から職員研修についての説明を求められる場合があると考えられますので、実施記録（日時、受講者、内容等）を保存しましょう。

2 マイナンバー法第28条の2、同法施行令第30条の2に基づく研修を実施していますか。

（メッセージ）

特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、研修計画を策定し、おおむね一年ごとに特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うことが、法令により義務となっていますので、確実に実施しましょう。

3 研修欠席者に対し、再度研修の機会を設けるか、自己研修を指示し、実施の確認を行う等のフォローアップをしていますか。

（メッセージ）

特定個人情報を取り扱う職員に対して、適切な管理のために、研修への参加の機会を付与する必要がありますので、しっかりフォローアップしましょう。

4 研修の内容は十分ですか。

（メッセージ）

実務研修のほか、特定個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う必要がありますので、研修の内容が網羅されているか確認しましょう。



<再チェック>安全管理措置（3/4）

4. 取扱状況の確認

1 取扱状況を記録し管理する仕組みを整えていますか。

（メッセージ）

【データの場合】

アクセスログ等を保管し、確認できる状態にし、他課や他機関に特定個人情報ファイルを提供する場合は、当該特定個人情報ファイルの記録を保存する仕組みを整備しましょう。

【電子媒体の場合】

管理台帳等により、利用の状況を確認できる状態にし、定期的に電子媒体の現物を確認する仕組みを整備しましょう。

【書類の場合】

保管場所、名称、編綴されているもの及び保存期限等を明確にして、取扱状況（複数の簿冊がある場合は個々の簿冊の取扱状況）を確認できる状態にしましょう。なお、これらの書類について定期的に保存簿書の現物を確認しましょう。

2 個人番号の削除又は廃棄した記録を保存していますか。

（メッセージ）

削除又は廃棄した記録を保存しておかないと、適切に削除又は廃棄したのか、紛失や盗難にあったのかが分からないため、削除又は廃棄した記録を作成し、保存しておきましょう。

3 書類を廃棄するまでの間の取扱いに問題はありませんか。

（メッセージ）

書類をシュレッダーで裁断等するまで廃棄は完了していませんので、他の人がその書類を手にすることができないようにする等の漏えいしないための仕組みを整備しましょう。

5. 自己点検・監査

1 自己点検の実施方法、その結果の報告の方法等、自己点検を実施するための仕組みを整えていますか。

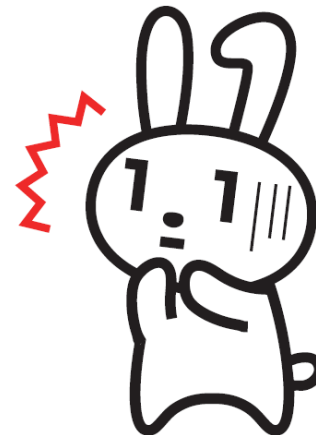
（メッセージ）

自己点検の項目には、各事務の共通点検項目と事務に沿った個別の点検項目が考えられますが、関係各課で協力して具体的な実施方法を定め、実施時期を含め周知しましょう。なお、自己点検結果の報告を受け、問題点についてのフォローアップをすることが重要です。

2 監査の具体的な実施方法、計画を策定していますか。

（メッセージ）

特定個人情報を適正に取り扱うためには、監査を実施し、問題点の洗出しや改善策の検討、実施が必要です。具体的な実施方法や計画を策定しましょう。



<再チェック>安全管理措置（4/4）

6. 特定個人情報を取り扱う区域

- 1 特定個人情報の取り扱う区域の管理を適切に行っていますか。

（メッセージ）

管理区域（特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域）については、入退室管理及び持込機器等の制限等を行いましょう。

取扱区域（特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域）については、盗難等防止の措置を行いましょう。

- 2 受付窓口等で、隣の者の書類が見えるようになっていたり、特定個人情報が表示されているパソコン画面が他人に見えていませんか。

（メッセージ）

他人に特定個人情報ののぞき見等がされないような方法を検討しましょう。

- 3 特定個人情報が記録された書類、電子媒体は、鍵のかかる書棚等に保管していますか。

（メッセージ）

例えば、事務取扱担当者以外の者と書棚を共用している場合、その者が特定個人情報を取り扱うことができないように、対応策を検討し、実施しましょう。

7. アクセス制御

- 1 担当者ごとに、技術的なアクセス制御をしていますか。アクセス制御が困難な場合には、それを運用で補う仕組みを整えていますか。

（メッセージ）

アクセスできる特定個人情報の範囲は、担当者ごとに適切なものとなるように運用面も含めて仕組みを整備しましょう。

8. 特定個人情報保護評価

- 1 特定個人情報保護評価書記載のリスク対策はできていますか。

（メッセージ）

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを自ら宣言し公表したものです。

各責任者が、リスク対策の記載内容について定期的にチェックし、具体的な事務フローの中でリスクを見直し、必要があるときは、関係職員と共に改善策を検討することなどが重要です。



特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

- 【事例①】 機関 Aにおいて、専用システムを用いて約200人分のマイナンバーを含むデータを機関 Bにメール送信した際に、当該データを機関 B以外の複数の機関へも誤送信した事案が発生したもの。
- 【事例②】 機関 Cにおいて、職員とその扶養親族約50人分のマイナンバーや氏名等が記載された給与関係書類を機関 Dへ提出するために、担当職員が当該書類をかばんに入れて直接移送していたところ、移送途中の電車内で当該かばんを紛失した事案が発生したもの。

○ 平成27年度においては、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、83件の報告を受けた。

分類	機関数	件数	
			重大な事態(※)に該当
行政機関	0	0	0
独立行政法人等	0	0	0
地方公共団体等	44	57	1
民間事業者	19	26	1
合計	63	83	2

(※)「重大な事態」は、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条各号に掲げる事態をいう。詳細は次ページ。

- 地方公共団体等における漏えい事案等（57件）の内訳
- ・ 通知カードや個人番号が記載された証明書等の誤交付に係る事案（29件）
 - ・ マイナンバー法に規定のない事務において個人番号の利用、提供を行った事案（21件）
 - ・ 紛失、誤送信を含むその他の事案（7件）

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）

地方公共団体等は、その取り扱う特定個人情報について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずるものとする。

《必要な措置を講ずる事項》

- ① 組織内における報告、被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査、原因究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討・実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥ 事実関係、再発防止策等の公表
- ⑦ 個人情報保護委員会への報告

A. 右記の個人情報保護委員会規則における、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。【第一報】

B. 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。【確報】

特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）

地方公共団体等は、**特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（重大事態）**が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するものとする。【確報】

《重大事態》

- ① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務・個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報に漏えい等した事態
- ② 漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
- ③ 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態
- ④ 職員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態

《報告内容》

- ① 概要及び原因
- ② 特定個人情報の内容
- ③ 再発防止のためにとった措置
- ④ ①～③のほか、個人情報保護委員会が定める事項

※個人情報保護委員会へ報告する様式については、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しています。

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

平成27年12月25日付 各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて通知 特個第818号

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における留意事項について（地方公共団体等における対応に関する通知）

1. 重大な事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合

直ちに個人情報保護委員会に第一報をFAXで報告してください。

（FAX：03-3593-7962）

※ 平成28年3月に執務室が移転したことに伴い、FAX番号が変更になっております。

なお、発覚時点が夜間、休日の場合には、原則として翌開庁日にそれまでに把握した事項や行った措置等を併せて報告してください。

2. 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合

（1.を除く事案の場合）

原則として、電子メールにより、個人情報保護委員会に報告してください。

ただし、不正プログラム等による情報漏えい等の場合は、FAXを用いてください。

（e-mail：[houkoku.bangou@ppc.go.jp](mailto:hokoku.bangou@ppc.go.jp)）

3. 報道発表資料等の情報提供

事案を報道発表する場合には、報道発表する前に、報道発表資料等を個人情報保護委員会に情報提供いただきますようお願いいたします。

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等用様式

平成 年 月 日

個人情報保護委員会 御中

組織名
担当部署
担当者
所在地
連絡先（TEL： ）

特定個人情報の漏えい等報告について

（特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態等）

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について報告します。

（第一報の際に①～⑥は記載必須事項です。）

①事態の類型 ※重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。（複数選択可）	【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の該当の有無】 ☐ 該当する ☐ 該当しない 【※「該当する」を選択した場合のみ記載】 ☐ 第一報（告示に基づく報告） ☐ 確報（規則第3条に基づく報告） 【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の類型】 ☐ 情報提供ネットワークシステム又は個人番号利用事務を処理する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。 ☐ 個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。 ☐ 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。 ☐ 電磁的方法により、不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 ☐ 職員等（従業員等）が不正の目的で利用し、又は提供した。
②事態の概要 ※発覚日、判明している発生原因も含む	
③漏えい等した情報の内容	
④漏えい等した特定個人情報の本人の数	（ ）人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑤漏えい等が発生した事務の名称	【個人番号利用事務・個人番号関係事務の該当】 ☐ 個人番号利用事務 ☐ 個人番号関係事務 【特定個人情報保護評価の実施の有無】 ☐ 実施（義務付けられる評価の種類： ） ☐ 義務付けられない 【事務名 ※ 特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載】 （ ） ※ 「個人番号利用事務」を選択した場合のみ記載
⑥公表（予定）	【事案の公表】 ☐ あり（予定も含む） 公表（予定） 年 月 日 ☐ なし ☐ 未定 【公表方法 ※ 「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 ☐ HPに掲載 ☐ 記者会見 ☐ 記者クラブ等への資料配布 ☐ その他（ ）

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等用様式

⑦本人への連絡等の状況	
⑧再発防止策等	
⑨その他	

※ 第一報から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

個人情報保護委員会の
ホームページに、
報告様式やQ & Aを掲
載しています。

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>



2. 特定個人情報保護評価について

目 次

- (1) 評価実施機関における評価書の公表状況
- (2) 特定個人情報保護評価の実施手続
- (3) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成
- (4) 特定個人情報保護評価の適切な実施
- (5) 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】
- (6) 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】
- (7) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価
- (8) 特定個人情報保護評価書における「法令上の根拠」欄
- (9) マイナンバー保護評価システムにおける評価書の公表の手続
- (参考) マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

(1) 評価実施機関における評価書の公表状況

(平成28年6月30日現在)

機関情報		評価書情報			
公表者区分	公表機関数	評価書数	評価書種別		
			基礎	重点	全項目
行政機関の長	6 機関	13	5	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,102 機関	28,933	27,072	1,323	538
独立行政法人等	19 機関	24	18	1	5
地方独立行政法人	0 機関	0	0	0	0
地方公共団体情報システム機構	1 機関	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	325 機関	376	350	23	3
合計	2,453 機関	29,347	27,445	1,347	555

※ 評価書数は、重点項目評価又は全項目評価が義務付けられた場合に併せて提出される基礎項目評価書の数を除いています。

公表されている評価書の確認については、マイナンバー保護評価WEBの評価書検索をご利用ください。

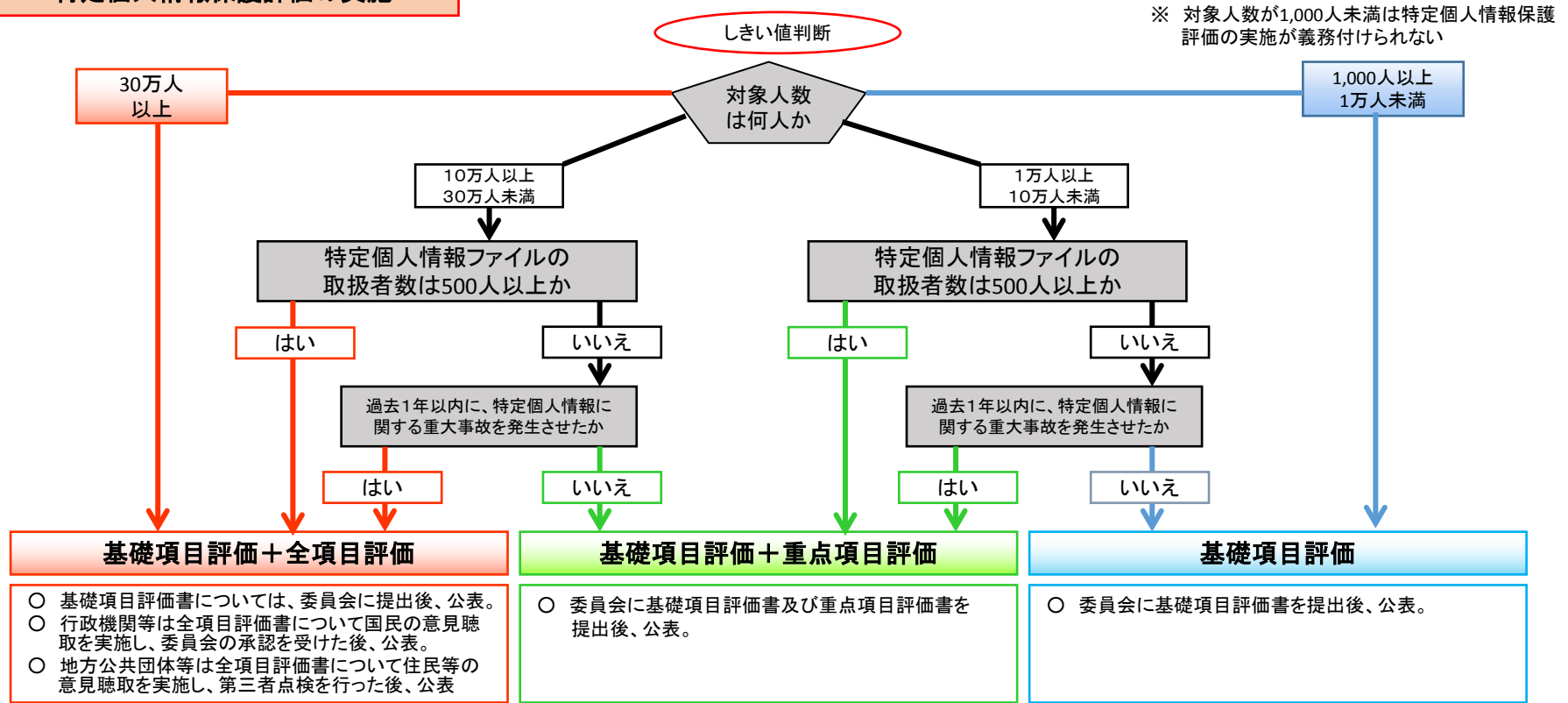
(<http://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/>)

(2) 特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

(3) - 1 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

特定個人情報保護評価指針

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成（抜粋）

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価指針の解説

Q第5の1-1のA（抜粋）

特定個人情報保護評価計画管理書を作成する目的は、評価実施機関が実施する特定個人情報保護評価の対象となる事務とそれらの事務で使用するシステムを中心に、評価実施機関における特定個人情報ファイルの取扱いの全体像を把握し、特定個人情報保護評価の実施について、計画と管理を適切に行うことです。



(3) - 2 特定個人情報保護評価計画管理書の作成



留意事項

- 個人情報保護委員会に提出した特定個人情報保護評価書に係る事務のみが記載された特定個人情報保護評価計画管理書が提出されているケースがあります。
- 特定個人情報保護評価の実施について、計画と管理を適切に行うために、
 - ① 評価実施機関内における特定個人情報ファイルを取り扱う事務の洗出しを行った上で、
 - ② 特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムを同計画管理書に記載する必要があります。

(4) - 1 特定個人情報保護評価の適切な実施

特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時（抜粋）

特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置（抜粋）

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される。

特定個人情報保護評価指針の解説

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 1 新規保有時 の解説（抜粋）

特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、対応に要する時間を考慮して、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する直前ではなく、十分な時間的余裕をもって実施する必要があります。



(4) - 2 特定個人情報保護評価の適切な実施



留意事項

- 特定個人情報保護評価計画管理書の作成に当たって、評価実施機関内の特定個人情報ファイルを取り扱う事務の洗出しを行った場合等において、特定個人情報保護評価を実施していない事務があるときには、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

※ 特定個人情報保護評価の具体的な実施時期については、特定個人情報保護評価指針の解説94ページ以降を参照してください。

(5) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】

特定個人情報保護評価指針

第5 特定個人情報保護評価の実施手続 4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

(3) しきい値判断の結果の変更（前段）

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

(5) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】



留意事項

- 特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられない程度の比較的軽微な変更・変化であっても、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容と実態の齟齬を放置することは、特定個人情報ファイルの取扱いについての透明性を高め、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的に反する結果となります。
- このため、評価実施機関には、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態に合致しているかを常に意識し、必要であれば修正し公表することが期待されています。
特定個人情報保護評価に関する規則第14条等においては、少なくとも1年に1度は見直しを行い、記載内容の変更が必要か否かを検討するよう努めることが求められています。
- 地方公共団体情報システム機構から提供されている住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価書の記載要領や、総務省から提供されている中間サーバーに係る特定個人情報保護評価書の記載例が適切に反映されているか、必要に応じて確認していただく必要があります。

(6) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

(2) 重要な変更

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

(注) 「重要な変更」については、特定個人情報保護評価指針の解説104ページ以降を参照してください。

(3) しきい値判断の結果の変更（後段）

評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正＜(5) - 1の再掲＞

1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

(6) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

特定個人情報保護評価指針の解説

Q第6の2(3) - 4のA(抜粋)

ある事務について既に特定個人情報保護評価書を公表していた場合、当該事務に関わりのない評価実施機関内の部署が特定個人情報に関する重大事故を発生させたとしても、それにより当該事務に関するしきい値判断の結果が変われば、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。



留意事項

- 「重要な変更」については、そのような変更を加えようとする前に特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。
よって、事後的な処理を行うことになる特定個人情報保護評価書の定期的な見直し（前述3-1）において、「重要な変更」が見つかることは想定されていません。
- しきい値判断項目の変更に伴ってしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することが求められます。
この場合、しきい値判断項目の中でも、①対象人数及び②取扱者数と、③重大事故の発生では、特定個人情報保護評価の再実施の契機が異なります。
①及び②については、特定個人情報保護評価書の定期的な見直しにおいてしきい値判断の結果が変わった後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。
一方、③については、特定個人情報に関する重大事故の発生を知った後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。

(7) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時（抜粋）

特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置（抜粋）

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される。



留意事項

- 番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務（いわゆる「独自利用事務」）についても、番号法別表第一に掲げる事務と同様に、特定個人情報保護評価を実施する必要がありますので、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、適切に特定個人情報保護評価を実施していただきますようお願いします。

※(7)～(9)については、平成28年7月22日付け各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて個人情報保護委員会事務局総務課長事務連絡「特定個人情報保護評価の適切な実施について」においても、同様の内容を周知しておりますので、ご参照ください。

(8) 特定個人情報保護評価書における「法令上の根拠」欄

留意事項

- 基礎項目評価書における「法令上の根拠」欄については、以下の点に留意して記載して下さい。また、重点項目評価書及び全項目評価書における「法令上の根拠」欄についても、同様に記載して下さい。

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称		
②事務の概要		
③システムの名称		
2. 特定個人情報ファイル名		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所属長		
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先		

- ・評価対象の事務において個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。
- ・番号法別表第一の事務については、①別表第一の項の番号、②主務省令の名称及び条項を記載してください。(主務省令が制定されるまでの間に評価を実施する場合は、別表第一の項の番号のみで結構です。主務省令が定められた後に評価書を修正し、再提出するよう努めてください。)
- ・別表第一以外の番号法の規定や住民基本台帳法第7条等の番号法以外の国の法令の規定を根拠とする場合は、法令の名称及び条項を記載してください。
- ・番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務(いわゆる「独自利用事務」)については、①番号法第9条第2項、②番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項を記載してください。(評価実施時に条例が制定されていない場合には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正又は評価の再実施を行ってください。)

- ・情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができる根拠規定を記載してください。
- ・番号法第19条第7号に基づく情報連携を行う場合は、①別表第二の項の番号、②主務省令の名称及び条項を記載してください。(主務省令が制定されるまでの間に評価を実施する場合は、別表第二の項の番号のみで結構です。主務省令が定められた後に評価書を修正し、再提出するよう努めてください。)
- ・独自利用事務について特定個人情報の照会を行う場合は、①番号法第19条第8号(注)、②番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項を記載してください。(評価実施時に条例が制定されていない場合には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正又は評価の再実施を行ってください。)

※情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定を区別して、法令の名称及び条項を記載してください。
(注) 番号法改正により、独自利用事務の情報連携の根拠規定が、第19条第14号から第19条第8号に変更されました。

(9) マイナンバー保護評価システムにおける評価書の公表の手续

- 「評価書の公表」の手续は、「評価書の提出」の手续とは別に行っていただく必要があります。
- 「評価書の提出」の手续を行うと自動的に公表されるものではありませんのでご注意ください。

マイナンバー保護評価システム

トップページ > 評価書の提出・公表支援

logout
ログアウト

評価書の提出・公表支援

計画管理書・評価書様式のダウンロード

様式ダウンロード

計画管理書、評価書の様式をダウンロードします。

計画管理書・評価書の提出支援

計画管理書の提出支援

計画管理書の提出を支援します。

基礎項目評価書の提出支援

基礎項目評価書の提出を支援します。

重点項目評価書の提出支援

重点項目評価書の提出を支援します。

全項目評価書の提出・送付支援

全項目評価書の提出を支援します。
承認後の全項目評価書の送付もこちらから行います。

評価書の公表支援

評価書の公表支援

評価書の公表を支援します。

戻る

個人情報保護委員会 > マイナンバー保護評価 > ウェブアクセシビリティ > 動作環境について

- ・ マイナンバー保護評価システムで評価書の提出・公表を行う際に、「評価書の提出」は行っているものの、「評価書の公表」を行っていないために、マイナンバー保護評価Webで公表されていない事例が散見されます。
- ・ マイナンバー保護評価システムにおいて「評価書の公表」を行うためには、「評価書の提出」とは別に「評価書の公表」の作業が必要であり、「評価書の提出」の作業後自動的に「評価書の公表」がなされるものではありませんので、ご注意ください。
- ・ なお、公表するためのPDFの評価書については、全てのページが表示されるようにしてください。エクセルで作成した評価書をPDFに変換する際、表紙のみPDFに変換されている事例などが散見されますので、ご注意ください。

※ マイナンバー保護評価システムにて評価書(再実施や修正を行った評価書を含む。)を提出・公表するためには、各評価実施機関の機関ユーザ(マイナンバー制度の取りまとめ部署の担当者)に付与しているIDとパスワードが必要となります。人事異動等により機関ユーザの異動があった場合には、後任の担当者に事務を適切に引き継ぐとともに、保護評価システムを通じてユーザ情報の更新申請を行ってください。

(参考)マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

Q 1 : 計画管理書を提出したにも関わらず、評価書を提出しようとする「計画管理書の最終提出日から7日以上経過している」というエラーが出る。

A 1 : 評価書の提出を行う日は、計画管理書の表紙の「作成・最終更新日」の日付から7日以内であることが必要です。例えば1月30日に評価書を提出する場合、計画管理書の表紙の「作成・最終更新日」の日付を1月30日に変更した上で登録いただければ、評価書の提出が可能となります。

Q 2 : 評価書を提出したのに、マイナンバー保護評価WEBで検索しても表示されない。

A 2 : マイナンバー保護評価システムにおいて評価書の提出をした後、評価書の公表作業を行う必要があります。システム操作説明書（機関ユーザ編）P8-1の「8.1評価書の公表」の作業を行ってください。

Q 3 : 評価書を提出しようとして、エクセルの評価書様式を添付して次の画面に進もうとすると、「評価書を選択してください」とエラーが出る。（先に進めず、エラー表示が繰り返される）

A 3 : 評価書様式がシステムに登録できる指定の様式ではない可能性があります。システムに登録できる様式は、加工ができないようにセルの追加や着色ができないようになっています。デジタルPM0又は保護評価システムから様式をダウンロードして、再度作成してください。

(参考)マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

Q 4 : 評価書を提出しようとしたが、「不正なシートがある」というエラーが出て提出できない。

A 4 :

【基礎項目評価書の場合】

システムで提出できる指定の様式以外の様式を使用している可能性があります。デジタルPM0又は保護評価システムから様式をダウンロードして、再度作成してください。

【重点項目評価書の場合】

重点項目評価書でシートを追加できるのは、「（別添 1）事務の概要」、「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のみです。

それ以外のシートを追加していないでしょうか。追加している場合は、そのエラーの原因となっているシートをPDF化し、添付ファイルとして登録すれば提出可能となります。

（よくあるケースとして、移転先・提供先が20件以上あるためシートを追加しているケースが挙げられます。）

【全項目評価書の場合】

全項目評価書でシートを追加できるのは、「（別添 2）特定個人情報ファイル記録項目」、「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のみです。

それ以外のシートを追加していないでしょうか。追加している場合は、そのエラーの原因となっているシートをPDF化し、添付ファイルとして登録すれば提出可能となります。

（よくあるケースとして、移転先・提供先が20件以上あるためシートを追加しているケース、「（別添 1）事務の内容」のシートがコピーされていてシートが複数存在するケースが挙げられます。）

3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務 (独自利用事務)に係る情報連携について

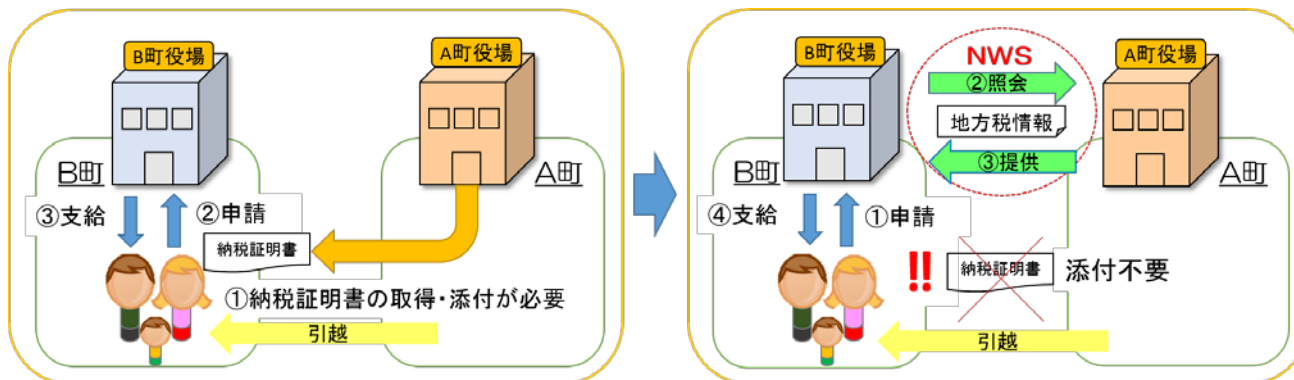
目 次

- (1) 独自利用事務に係る情報連携について
- (2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等について
- (3) 個人情報保護委員会規則の制定に向けた検討について

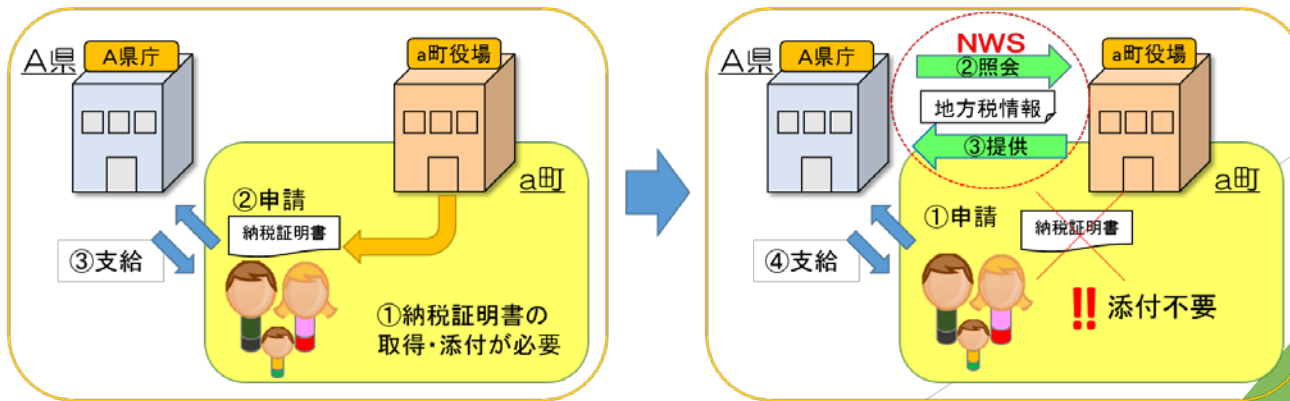
(1) 独自利用事務に係る情報連携について① (番号法新第19条第8号)

地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。

例1：子ども医療費助成事務の場合 ※B町に対して申請
<現行> <今後>



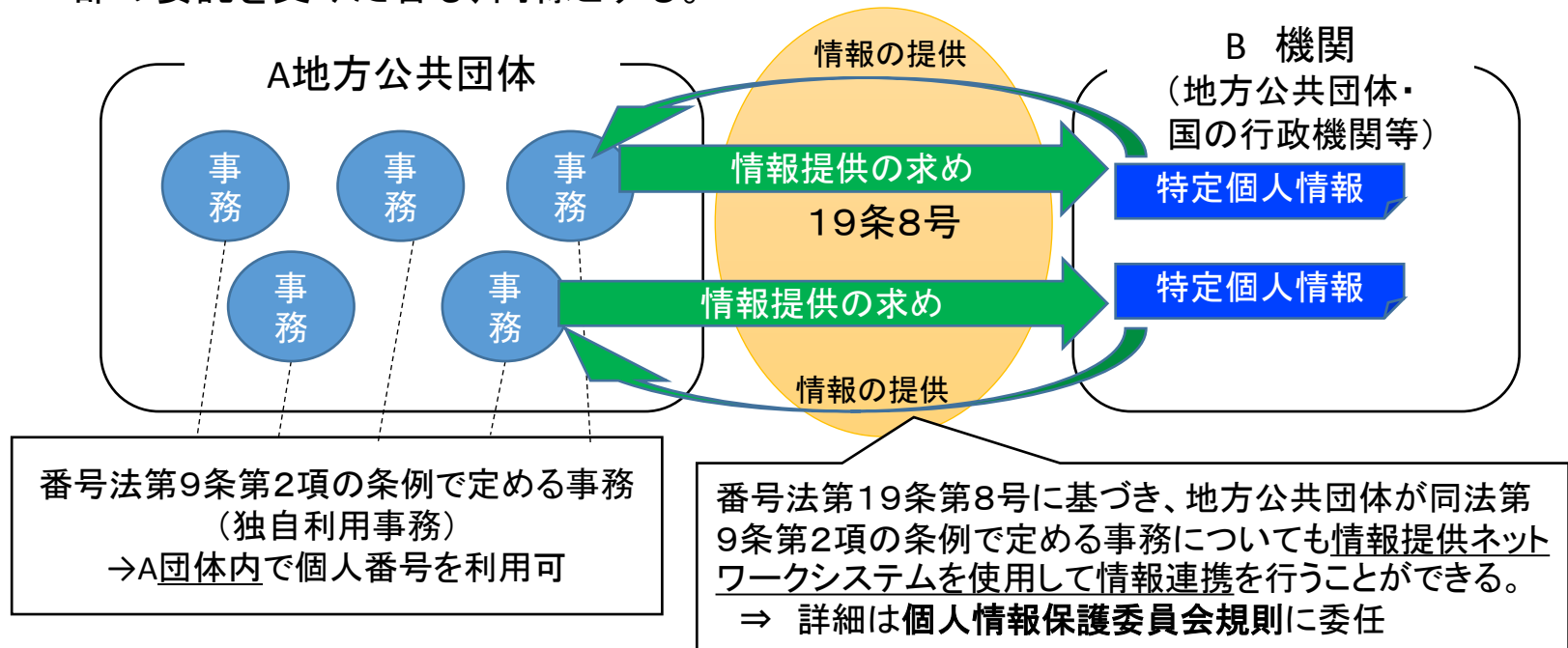
例2：就学の援助事務の場合 ※A県に対して申請
<現行> <今後>



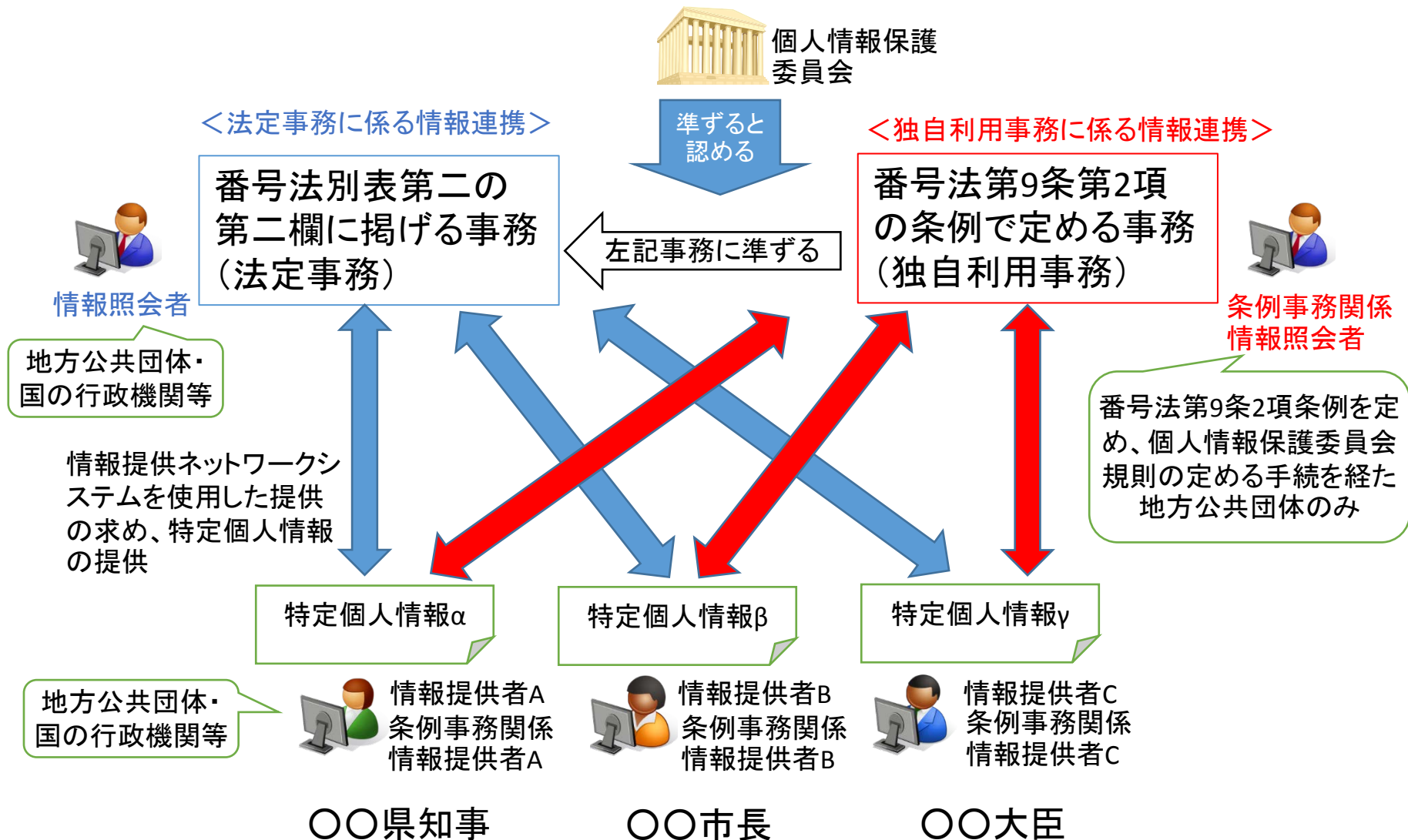
(1) 独自利用事務に係る情報連携について② (番号法新第19条第8号)

番号法第9条第2項(抄)

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



(1) 独自利用事務に係る情報連携について③ (番号法新第19条第8号)



(1) 独自利用事務に係る情報連携について④ (番号法新第19条第8号)

- ① 番号法別表第二に掲げられていない事務 → 独自利用事務の情報連携の対象外
- ② 番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務
→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、独自利用事務の情報連携の検討からは除外
- ③ 番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務
→ いわゆる上乗せ、横出し等※¹については一定の基準※²を設けて独自利用事務の情報連携を認める

※1 上乗せ、横出し等

例：高等学校等就学支援金事務
別表第二 113の項「就学支援金の支給に関する事務」

県による加算
8万円

⇒上乗せ

国の就学支援
金 30万円

県による入
学金の補助

⇒横出し

※2 以下の3要件を満たす事務については、
情報連携を認める

- 事務の趣旨・目的と法定事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 事務に類似性が認められる
- 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一

(2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

※ () 内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (31)
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)

- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務（67、108）
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務（67、108）
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）（67、108）
 - ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（67、108）
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
 - ※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉔ 学資の貸与に関する事務（106）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務（113）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（113）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務（113）

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の 拡大について

◆ 主務省令が未制定の事務に準ずる独自利用事務の情報連携について

次に掲げる2事務に準ずる独自利用事務についても、平成29年7月から開始予定の情報連携の対象とする。

○子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
(番号法別表第2 第116の項)

- ・ 保育所保育料の減免・免除に関する事務【新規】
- ・ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務【㊸事務として公表済】
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務【新規】

○難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第2 第120の項）

- ・ 難病患者の医療費助成に関する事務【新規】
- ・ 不妊治療費用の補助に関する事務【新規】

Digital PMO上の事前登録状況 (2016年5月末時点)

- ◆ 平成29年7月からの独自利用事務の情報連携を希望する団体 ...1,256団体

(内訳) 都道府県 41団体/47団体
市町村 1,215団体/1,718団体

※市について規模別

政令指定都市 19団体/20団体

中核市 44団体/47団体

その他の市 1,152団体/1,651団体

- ◆ 情報連携を希望する事務件数 ...14,537事務

(内訳) 都道府県 300事務
市町村 14,237事務

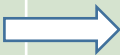
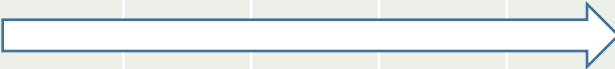
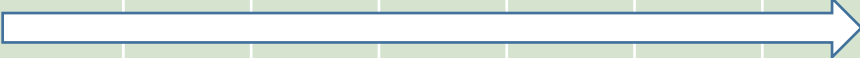
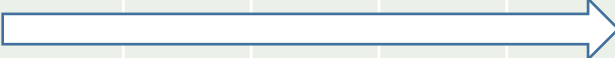
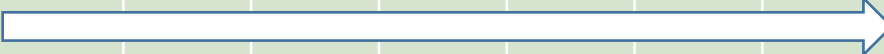
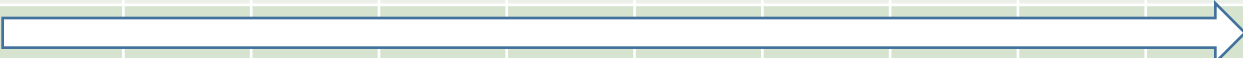
(平均 都道府県 7.3事務
市町村 11.7事務)

※ 都道府県の形式チェックあり(御協力いただける都道府県内の市区町村)

42

平成29年7月からの情報連携に係る事務処理手順のイメージ

※ 都道府県の形式チェックなし(都道府県、指定都市等)

事務処理手順	主体	平成28 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
①事前登録 (最終)	各地方 公共団体		 登録期間								
②事前チェック 書類の提出	各地方 公共団体							締切りは7月末。第2回定例会で条例 を定める団体については、条例制定 前でも提出可。(子ども・子育て、難病 の2事務については8月12日まで。)			
③事前チェック	委員会										
④条例制定	各地方 公共団体							締切りは第2回定例会まで。 (子ども・子育て、難病の2事務につい ては第3回定例会まで。)			
⑤届出	各地方 公共団体	 条例及び根拠規範の写しを添付									
⑥審査	委員会	 審査期間は2週間程度									
⑦届出内容を公 表	委員会	 審査が終わり次第、公表									

(1) 個人情報保護委員会規則の制定に向けた検討について 番号法改正による第19条第8号の新設について①

番号法第19条第7号、第14号（抄）

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「**情報照会者**」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「**情報提供者**」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる**特定個人情報**（**情報提供者**の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該**情報提供者**が**情報提供ネットワークシステム**を使用して当該特定個人情報を提供するとき。

十五（改正前 十四） その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

新設された番号法第19条第8号（抄）

条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして**個人情報保護委員会規則**で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって**個人情報保護委員会規則**で定めるものをいう。（中略）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて**個人情報保護委員会規則**で定める個人番号利用事務実施者をいう。（中略））に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて**個人情報保護委員会規則**で定めるもの（中略）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が**情報提供ネットワークシステム**を使用して当該特定個人情報を提供するとき。

番号法改正による第19条第8号の新設について②

番号法第19条第8号新設に伴う変更点

番号法第19条第8号に基づく情報連携について、新設された第26条により、第21条第2項から第25条までの規定が準用される。

⇒ 独自利用事務の情報連携についても情報提供ネットワークシステムを使用することが法律上明記され、

- ・ 情報提供者の情報提供義務規定（第22条第1項）
- ・ 添付書類の省略に関する規定（第22条第2項）
- ・ 情報提供等の記録に関する規定（第23条）
- ・ 秘密保持義務に関する規定（第25条）

等が適用されることになる。

（参考）番号法第26条

第二十六条 第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。

番号法第19条第8号の委員会規則案①

規則制定について

従前、独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」(以下「旧規則」という。)として規定していたもの。

⇒番号法第19条第8号が新設されたことに伴い、旧規則で定める内容について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」として定めるもの

制定までのスケジュール（案）

- 改正番号法施行令が公布された後、パブリックコメント等の手続を経て制定予定。
 - 施行日：番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(番号法の公布の日から4年を超えない範囲内で政令で定める日)
- ※ 番号法の公布日：平成25年5月31日

番号法第19条第8号の委員会規則案②

旧規則の規定内容について

○地方公共団体の長その他の執行機関が、独自利用事務のうち、次の(1)から(3)までの要件を満たすものであって個人情報保護委員会が公表したものを処理するために必要があるときは、他の行政機関、地方公共団体等との間に対し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めること、及び求められた者は提供することを認める。

- (1) 独自利用事務の趣旨又は目的が、番号法別表第2の第2欄に掲げるいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。
- (2) 独自利用事務の内容が、当該法定事務の内容と類似していること。
- (3) 独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者が、当該法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当する者であり、かつ、独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。

○地方公共団体の長その他の執行機関が、上記の提供の求めをしようとするときは、あらかじめ、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出なければならないこと。

特定個人情報の範囲の限定に関する規則案①

番号法第26条により読み替えて準用される第22条（抄）

第二十二條 条例事務情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、条例事務関係情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。

規則制定について

番号法第26条により読み替えて準用する同法第22条第1項の規定において、地方公共団体の独自利用事務に係る情報連携（番号法第19条第8号）について、提供の求めを受けた地方公共団体の長その他の執行機関は、

- ・第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例で限定されており、
- ・あらかじめ、個人情報保護委員会規則の定めるところにより個人情報保護委員会に申し出た場合において、当該特定個人情報の提供義務が解除される旨、規定されている。

個人情報保護委員会規則において、番号法第26条により読み替えて準用される第22条第1項に基づき、特定個人情報の範囲の限定の申出について規定するもの。

※「提供することのできる特定個人情報の範囲を限定する条例」について、以下、「（いわゆる）限定条例」という。

特定個人情報の範囲の限定に関する規則案②

規則の主な規定内容について

○ 限定機関が提出する申出書等の手続規定について、規定予定。

※ 条例を制定する場合は、あらかじめ個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者等で構成される合議制の機関の意見を聴くよう努めるものとする。

制定までのスケジュール（案）

○ 改正番号法施行令が公布された後、パブリックコメント等の手続を経て制定予定。

○ 施行日：番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
（番号法の公布の日から4年を超えない範囲内で政令で定める日）

※ 番号法の公布日：平成25年5月31日

4.個人情報保護法の改正について

個人情報保護法の改正—個人情報保護制度の体系

民間分野

事業分野ごとのガイドライン（主務大臣制）（*5）

A分野
ガイドライン
（〇〇省）

B分野
ガイドライン
（××省）

C分野
ガイドライン
（△△省）

D分野
ガイドライン
（※※省）

E分野
ガイドライン
（☆☆省）

個人情報保護法（*1）

（4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等）
（対象：民間事業者）

個人情報保護法（*1）

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
（*2）

（対象：
国の行政機関）

独立行政法人
個人情報
保護法
（*3）

（対象：
独立行政法人等）

個人情報
保護条例
（*4）

（対象：
地方公共団体等）

（*1）個人情報の保護に関する法律

（*2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（*3）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

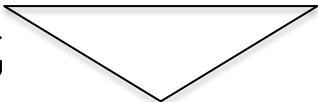
（*4）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

（*5）この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

個人情報保護法の改正—背景及び課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

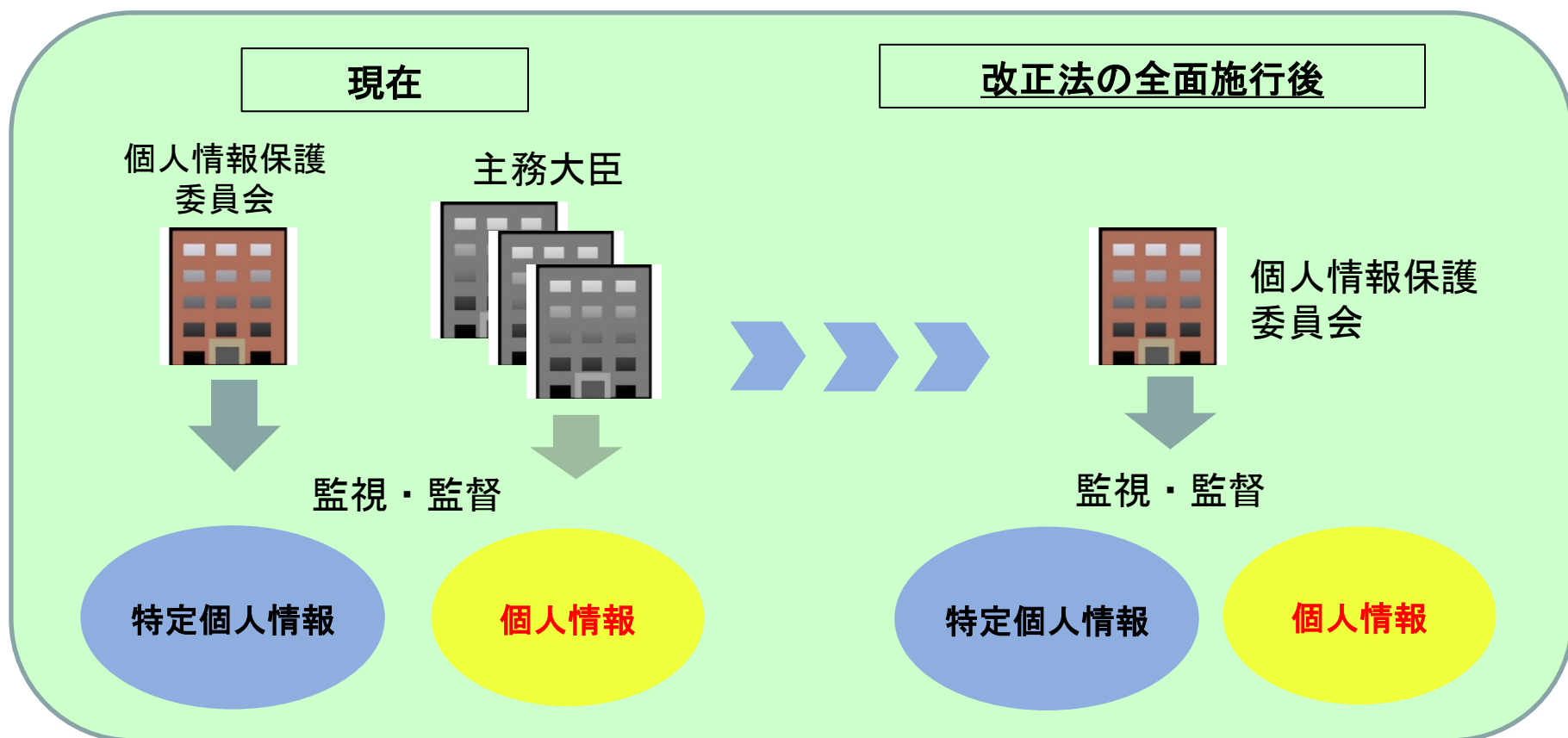
3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

個人情報保護法の改正－改正のポイント

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化



個人情報保護法の改正ー改正のポイント

2. 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
 - ・ 身体的特徴等（顔認識データ、指紋認識データ）を電子計算機の用に供するために変換した符号
 - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

個人情報



- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 生年月日



顔認識データ



指紋認識データ



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー
(個人番号)

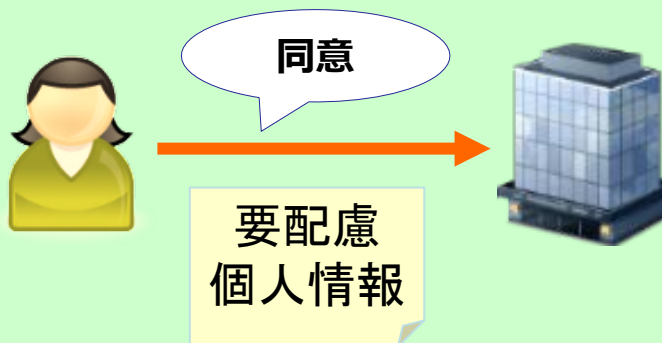
= 明確化されるもの* =

個人情報保護法の改正ー改正のポイント

3. 要配慮個人情報の規定の新設

- 要配慮個人情報(人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

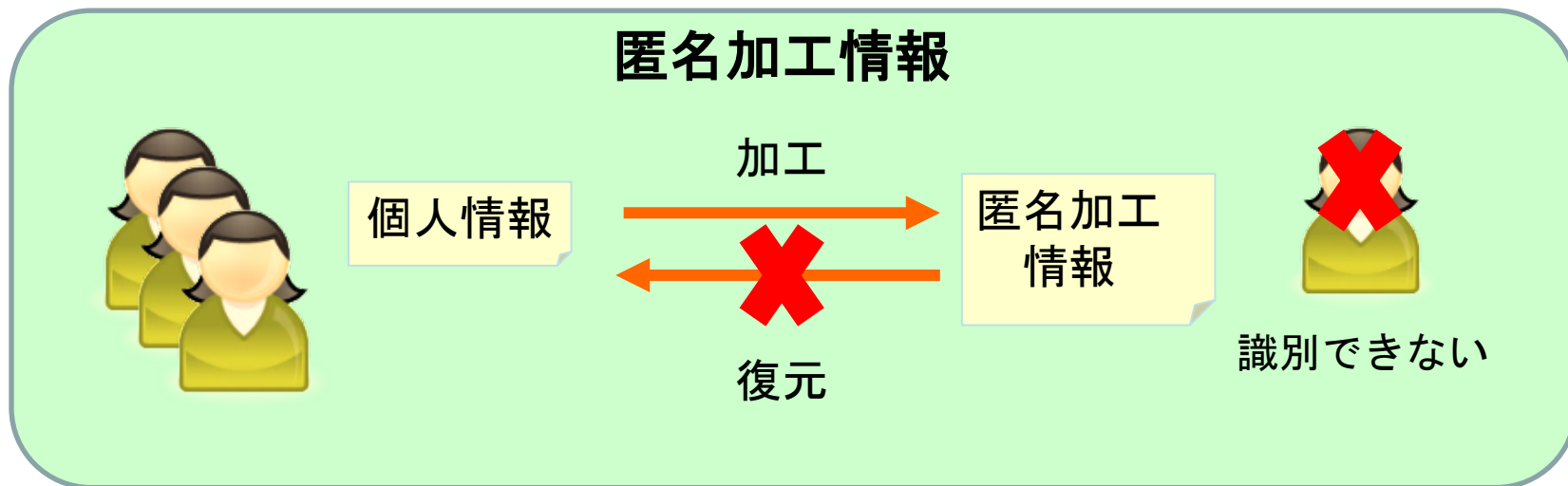
要配慮個人情報を取得又は第三者提供する場合には、原則として事前に本人の同意が必要



個人情報保護法の改正—改正のポイント

4. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

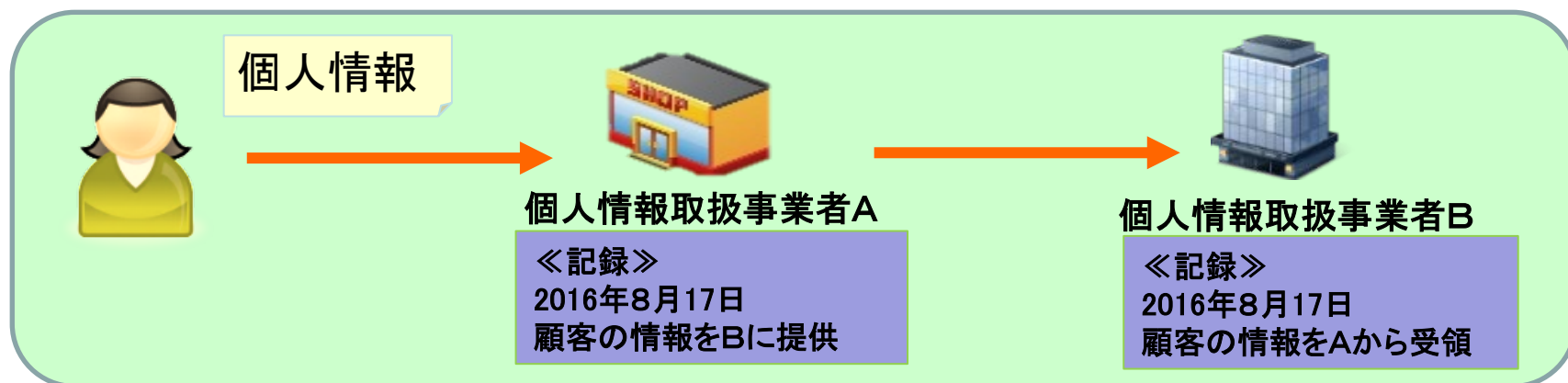


個人情報保護法の改正一改正のポイント

5. いわゆる名簿屋対策

➤ 個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成等を義務化

(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得の経緯を確認した上、その内容等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、また、第三者に個人データを提供した際も、提供の年月日や提供先の氏名等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付ける。)



- 従業員(元従業員を含む)等が個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等提供罪」として処罰の対象とする。(直罰規定。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

個人情報保護法の改正一改正のポイント

6. グローバル化への対応

- 外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規定の新設
 - ①外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合
 - ②外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - ③外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合
のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への提供が可能
- 個人情報保護法の域外適用に係る規定の新設
- 個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定の新設

個人情報保護法の改正—改正のポイント

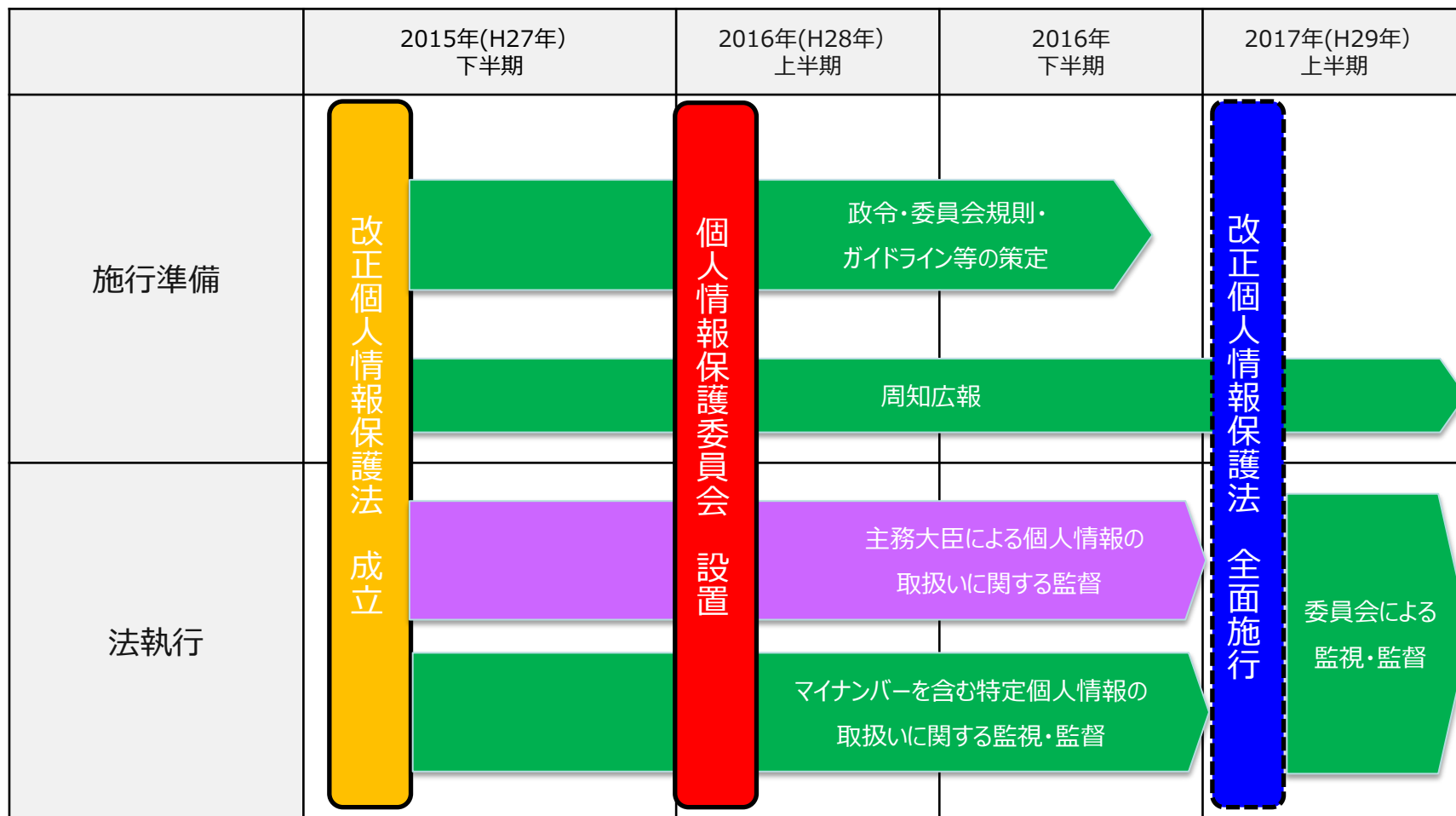
7. その他

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定



- 開示、訂正及び利用停止等について裁判による救済を求めることができる権利を有することを明確化

(参考)今後のスケジュール



H27.9.9公布

H28.1.1設置

公布後2年以内
に施行